

田村市市勢要覧デジタルブック作成業務委託仕様書

1 業務名

田村市市勢要覧デジタルブック作成業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

本市が有する自然、歴史、文化等、田村市特有の魅力を写真・動画等を用いて、読みやすく、分かりやすく紹介ができるデジタルブックを作成し、市内外へ本市の魅力を広く発信するとともに、田村市への理解を深めてもらうことを目的とする。

4 業務委託内容

本業務は、本市の魅力を効果的に表現した「デジタル版市勢要覧」を制作し、制作したデジタルブックを活用して地域の魅力発信を行うものである。

(1) 資料収集・企画編集・原稿作成業務

①資料収集

資料収集、取材、写真・動画撮影、資料整理等

②企画編集

企画、構成、デザイン・レイアウト、原稿点検、校正等

【主な掲載内容】

(1)市の20周年のあゆみ

(2)子育てと教育支援

(3)生活環境

(4)四季折々の風景や催しの記録

(5)産業・特産品

(6)市勢の概要(プロフィール、マップ、市勢に関する統計資料など)

※具体的な掲載内容は協議の上、決定する。

③原稿作成・監修

原稿作成、イラストマップ等作成、監修等

④写真・動画撮影

人物、建物、風景、文化財、特産品 など

⑤人物取材

市民、団体、企業、市長と市民の対談 など

※市が保有する画像・動画データなどは、必要に応じて提供するものとする。

(2) 製本等業務

- ①デジタルブック（電子ブック）の作成
- ②デジタルブックのPR用パンフレットの作成（デザイン）
完成したデジタルブックへ誘導案内するためのパンフレットのデザイン
A4サイズ1枚程度で市勢要覧の概要とデジタルブックへ遷移するQRコードを配置したもの。納品形態は、PDFデータ及びAdobe InDesign (indd 形式) データとする。
- ③完成データ（PDFデータ及びAdobe InDesign (indd 形式) データを収納したメディアの納品
※納品するAdobe InDesign (indd 形式) データについては、リンクデータを同メディア内の別のフォルダに格納し、さらに、アウトラインの処理をしておくこと。
- ④制作にあたり使用した写真や動画、イラスト、BGM等のデータを収納したメディアの作成及び納品

5 仕様・規格等

(1) デジタルブックの構成・内容

- ①本市の魅力を踏まえ、本業務の目的のために効果的なデジタルブックを制作すること。
- ②PRするカテゴリーごとに見開き単位でレイアウトするものとし、カテゴリーごとに、市が意図する要件を的確に表現し、市特有の特色や魅力を発信すること。
カテゴリーの内容は、自然と四季の観光、行事、特産品などとするが、詳細は打ち合わせを実施した上で決定すること。
- ③カテゴリーごとに、市が意図する要件を的確に表現し、市特有の特色や魅力をはじめ、移住者や地域住民の暮らしぶりや特産品の生産者の想いを発信すること。
- ④市で充実した暮らしをしている移住者や地域住民、商店や企業、団体、サークル、学生等をPRすること。
- ⑤Uターン者や子育て世代の移住者を対象に、移住前後における暮らしの変化を伝え、特に、暮らしに良い変化が生じ、幸福度が高まった点を積極的にPRすること。
- ⑥各地域の特性を生かし見る人に強い印象を与え、田村市を十分にアピールすることができる構成・デザインとすること。
注目を集める手法を用いて、市内外の多くの人が見たいと思うような工夫を施すこと。
- ⑦市の総合計画を基本とし、田村市のまちづくり及び市の将来像を踏まえたものとする。
- ⑧本編は4年ごとに発行する予定なので、この間の使用に対応できる内容とする。
- ⑨三役、議会及び議員等を紹介するページは、任期の問題もあるため作成しない。

- ⑩英語併記は、見出し、飾り程度を予定する。
- ⑪デジタルブックの特性を活かした構成とすること。
- ⑫既存WEBサイトやSNSへ誘導させる構成とすること。
- ⑬作成に当たってのデザイン、編集の方針については、発注者と協議の上、原案を作成し、それらを発注者に提示し、発注者の承諾を得て制作業務に移行するものとする。
- ⑭校正については、文字・画像・動画校正を3回以上、行うものとする。ただし、誤字・脱字等がある場合には、適宜、校正回数を増やすものとする。
- ⑮動画の長さ・制作本数・規格等
- 上記のテーマに基づき、下記の本数を制作すること
- 120秒程度の作品を3本以上
- PR動画の規格
- ・WEB（YouTube）やSNSを通じて配信可能なデータ
 - ・画面解像度は1920×1080、フレームレートは30fps程度
- サムネイルの作成
- 撮影した映像を元に、加工や編集、テロップの挿入等により、YouTubeやSNS等で表示するための目を引くサムネイル用画像を作成すること。
- ⑯出演者等に関する交渉及び費用負担
- ・受注者は、市民参画にあたって、発注者と協議の上、動画への出演や協力等に関する交渉を行い、必要に応じて謝礼等を支払うこと。
 - ・受注者は、PR動画の出演者に係る肖像権及びBGMの著作権等に関する調整を行い、WEBやSNSを通じて配信することの同意を得るとともに、必要に応じて料金を支払うこと。

（2）デジタルブックの仕様

※参考：デジタルブック作成システム「meclib（メクリブ）」

- ①16ページ以上のデジタルブックをフルカラーで制作すること。
- ②デジタルブックの原稿はAdobe InDesign（indd形式）で作成すること。
- ③デジタルブックは、田村市ホームページに掲載し閲覧ができるものを納品すること。
- ④パソコン（windows, Mac）、スマートフォン、タブレット（iOS, Android）で閲覧できるデジタルブックとすること。
- ⑤デジタルブックの閲覧環境は、一般的なOS及びブラウザであればデバイスに依存することなく閲覧できるデジタルブックとすること。
- ⑥可能な限り各種アプリケーションのダウンロードやインストールを必要とすることなく閲覧できるデジタルブックとすること（各デバイス搭載の標準ブラウザ等

で閲覧が可能なこと）。

(3) デジタルブックの機能

- ①本文中、記事等に関連WEBサイトへのリンク情報を設ける。
- ②デジタルブック閲覧用 HTML ページの仕様は以下のとおりとし、ア〜クの要件を最低限満たすものとする。
 - ア. 表示は見開き 2 ページとする。
 - イ. 画面上で、前ページ及び次ページにめくる機能並びに最初及び最後のページへ移動する機能を有すること。
 - ウ. 拡大・縮小及びページ内移動の機能を有すること。また、拡大表示時は、ナビゲーション機能を有すること。
 - エ. 印刷機能は、ページごと又は見開きでの印刷ができるようにすること。
 - オ. 目次を作成し、目次項目（ページサムネイル及びテキスト）から該当する本文へ移動する機能を有すること。
 - カ. 付箋機能を有すること。
 - キ. 検索機能を有すること。
 - ク. 操作説明機能を有すること。
 - ケ. 動画（mp4/Youtube）、音声（mp3）、画像（JPEG/GIF/PNG）、HTMLコンテンツが埋め込みでき、自動再生・拡大表示・スライドショーに対応すること。

6 納品する成果物

作成したデジタルブックデータ及び製作に使用した写真・動画等のデータを記録したDVD-R等の記録媒体 2 部。

※データを格納したDVD-R等のレーベル面に契約件名、作成日等の情報を印刷すること。

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届（任意様式）
- ・統括責任者通知書（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）
- ・その他、市が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届（任意様式）

- ・事業報告書（任意様式）
- ・その他、市が業務の確認に必要と認める書類

8 支払方法

支払方法は、業務完了後の一括払いとする。

9 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するため発注者が保有する個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

10 注意事項

- （１）本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。
ただし、デジタルブックの利用料は契約期間内に発生する分のみとする。
- （２）受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （３）受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （４）本業務の成果物に係る著作権等の知的財産権は、発注者に帰属するものとし、その利用及び再編集は発注者において自由に行うことができるものとする。
- （５）受注者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （６）受注者は、本委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- （７）受注者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、田村市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱うものとする。
- （８）受注者は、事故等の緊急事態に備えて即時対応が可能な体制を整えておくこと。
- （９）本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく発注者と注者で協議して決定する。